

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団表彰基準改正点

	改正後	改正前
1	<p>1 表彰の種類及びその対象 表彰規程第2条1から5に規定する表彰事項に関して特に顕著な業績がある個人や団体を対象として顕彰するにあたり、その種類と対象を次のとおりとする。</p> <p>(1)個人の表彰</p> <p>①青少年 <u>表彰を実施する年度の4月1日現在、満25歳未満かつ活動年数が3年以上であること</u></p> <p>②青少年指導者 表彰を実施する年度の4月1日現在、活動年数が10年以上であること。</p>	<p>1 表彰の種類及びその対象 表彰規程第2条1から5に規定する表彰事項に関して特に顕著な業績がある個人や団体を対象として顕彰するにあたり、その種類と対象を次のとおりとする。</p> <p>(1)個人の表彰</p> <p>①青少年 表彰を実施する年度の4月1日現在、満25歳未満かつ活動年数が5年以上であること</p> <p>②青少年指導者 表彰を実施する年度の4月1日現在、活動年数が10年以上であること</p>
2	<p><u>(令和6年11月15日改定)</u></p>	<p>(平成30年11月14日改定)</p>